

JOYO BANK NEWS LETTER

2023 年 3 月 31 日

株式会社岩手製作所に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、このたび、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」*1）として、株式会社岩手製作所（代表取締役 郷古 敏文 以下、「当社」）に対し融資を実行しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件を通じて、サステナブルな社会の実現に向け当社が掲げている各種取り組みを支援し継続的な対話により、その着実な進捗をサポートしてまいります。

当行およびめぶきフィナンシャルグループは、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を長期ビジョンとして掲げ、持続可能な地域社会の実現に向けて、お客さまをはじめとする地域の全てのステークホルダーの皆さまの課題に寄り添い、ともにあゆみ解決することで、新たな価値を創り続けてまいります。

*1 企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析・評価し、ポジティブな影響の増大とネガティブな影響の低減に向けた取り組みを支援する融資

記

1. PIF の概要

ファイナンス形態	証書貸付
融 資 金 額	1 億円
契約締結日(期間)	2023 年 3 月 31 日 (10 年間)
使 途	東海工場の修繕・補修資金

2. 株式会社岩手製作所の概要

対 象	株式会社岩手製作所（代表取締役 郷古 敏文）
住 所	茨城県日立市東多賀町 5-11-25
業 種	高電圧変電設備（ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器等）用の部品加工および組立、エレベーター・エスカレーター用の部品加工および組立
企 業 概 要	・当社は高電圧変電設備用の機器や昇降機（エレベーター、エスカレーター）用機器の製造業者です。当社の関連会社である株式会社岩手製作所東海、株式会社岩手製作所勝田および当社の 3 社で岩手製作所グループを構成しており、各社がものづくりで連携し、材料や購入品の手配・調達から部品加工、さらには表面処理（塗装、メッキ）、組立、検査まで担う一貫生産体制を強みにしております。 ・廃棄物の再利用や削減、電気使用量の削減等、環境に配慮したものづくり体制の構築や社員の働きやすい環境と多様な活躍の実現に向けた社内体制の整備に努めております。
U R L	http://iwate-ss.jp/



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5
Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

3. インパクト評価の概要/モニタリング体制

(1) インパクト評価

領域	テーマ	取組内容	関連する SDGs
社会 経済	「生産一貫体制」の 強化	- 設備投資による生産一貫体制がもたらすものづくり力の向上 - 生産工程の見える化による業務効率の向上	 
環境	環境に配慮した ものづくり体制の 構築	- 電気使用量の削減 - 廃棄物の再利用と削減 - 環境に配慮したものづくりの推進	  
社会 経済	社員の働きやすい 環境と多様な活躍 の実現	- 多様な人材の活躍推進 - 生産一貫体制を支える人材の育成 - 地元人材の獲得 - 安全・健康に働くことができる労働環境づくり - 時間外労働の削減、有給休暇取得の促進	    

当行グループ会社である常陽産業研究所（社長 下山田 和司）が、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の提唱するポジティブ・インパクト金融原則に基づき、お客さまのSDGs（持続可能な開発目標）に関する取り組みや本業との関連性を分析・評価しました。

また、ポジティブ・インパクト金融原則への適合性についての透明性を確保するため、外部評価機関である日本格付研究所（JCR）※から第三者意見を取得しています。

※ 株式会社日本格付研究所のホームページ：<https://www.jcr.co.jp/greenfinance>

(2) モニタリング体制

当行は、ポジティブ・インパクト金融原則に従い構築した内部管理体制のもと、インパクト評価で特定した KPI の進捗状況を当社と年に1回以上共有し、KPI 達成に向けサポートしてまいります。



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

株式会社岩手製作所



2023 年 3 月 31 日

株式会社常陽産業研究所

目次

1. はじめに.....	1
2. 会社概要	2
(1)概要	2
(2)沿革	4
(3)経営理念.....	6
(4)事業概要.....	7
(5)環境・社会活動	13
3. 包括的なインパクト分析	15
(1)インパクト領域の特定	15
(2)事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性	16
(3)テーマの設定	18
4. インパクトの評価	19
(1)「生産一貫体制」の強化.....	19
(2)環境に配慮したものづくり体制の構築.....	21
(3)社員の働きやすい環境と多様な活躍の実現	24
5. 管理体制	29
6. 常陽銀行によるモニタリング	30

1. はじめに

常陽産業研究所は、常陽銀行が株式会社岩手製作所（以下、岩手製作所）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、同社の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

本ファイナンスの概要

資金調達者の名称	株式会社岩手製作所
調達金額	100,000,000 円
調達形態	証書貸付
契約期間(モニタリング期間)	2023 年 3 月 31 日～2033 年 3 月 31 日
資金使途	工場修繕及び補修資金

¹ IFC (国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する企業。

2. 会社概要

(1) 概要

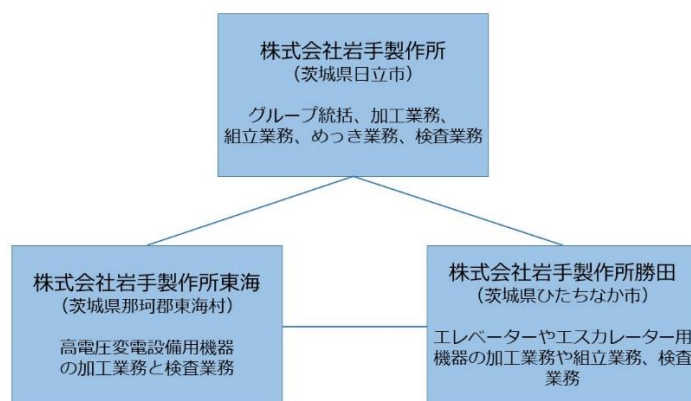
岩手製作所は、茨城県日立市で高電圧変電設備用の機器や昇降機（エレベーター、エスカレーター）用の機器を製造している。

同社は、グループ企業の株式会社岩手製作所東海（以下、岩手製作所東海）と株式会社岩手製作所勝田（以下、岩手製作所勝田）と岩手製作所グループを構成し、各社がものづくりで連携し、材料及び購入品の手配・調達から部品加工だけではなく、表面処理（塗装、鍍金）から、組立、検査まで担う一貫生産体制を構築している。受注後の図面指示から完成まで手掛ける生産一貫体制を強みに株式会社日立製作所（以下、日立製作所）や株式会社日立ビルシステム（以下、日立ビルシステム）の一次サプライヤーとして確固たる地位を築いている。

試作品や開発品も含めて依頼された案件は、所有設備のマシニングセンタなどのNC工作機械、汎用機などを駆使し、顧客の要請に対して可能な限り対応することを基本方針に掲げ、製作が難しい案件についても自己試作評価や新鋭設備の検討及び、図面の変更なども含めた積極的な提案により新たな製品の受注を獲得している。

グループ体制としては、岩手製作所東海は高電圧変電設備用機器の加工業務と検査業務、岩手製作所勝田はエレベーターやエスカレーター用機器の加工業務や組立業務、検査業務、試験業務を行っている。岩手製作所は本社工場と後台工場、鍍金工場の3工場体制により、グループの統括と保有設備を活かした加工業務、表面処理、組立業務、検査業務、試験業務により高品質・多品種製品の生産管理を担っている。

岩手製作所グループの概要



同社及びグループ会社の概要は以下の通りである。

社名	株式会社岩手製作所
代表者	郷古 敏文
本社	茨城県日立市東多賀町 5-11-25
生産拠点	本社工場 後台工場(茨城県那珂市後台 2080) 鍍金工場(茨城県日立市桜川町 3-10-1)
設立年月	1957 年 5 月
事業内容	高電圧変電設備(ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器等)用の部品加工及び組立 エレベーター、エスカレーター用の部品加工及び組立
資本金	1,000 万円
従業員	88 名(2023 年 2 月 1 日現在)

社名	株式会社岩手製作所東海
代表者	郷古 敏文
本社	茨城県那珂郡東海村舟石川 636
設立年月	1983 年 11 月
事業内容	高電圧変電設備(ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器等)用の部品加工及び エレベーター・エスカレーター用の部品加工
資本金	1,000 万円
従業員	60 名(2023 年 2 月 1 日現在)

社名	株式会社岩手製作所勝田
代表者	郷古 敏文
本社	茨城県ひたちなか市津田 2031-178
設立年月	1984 年 5 月
事業内容	エレベーター、エスカレーター用の部品加工及び組立
資本金	1,000 万円
従業員	76 名(2023 年 2 月 1 日現在)

（２）沿革

岩手製作所は 1957 年に郷古文夫氏の手によって創業し、プレス金型の製作とプレス加工、旋盤などの機械加工を開始した。当時は社員 5 名、機械 10 台という規模でのスタートとなった。創業間もなくして、エレベーターの製造部門が入居していた日立製作所日立事業所国分工場の協力会社としてエレベーター・エスカレーター及び高電圧変電設備の部品製造を開始した。

日立製作所がエレベーターの製造部門を国分工場から水戸事業所に移転したことを受けて、1961 年には水戸事業所にほど近い勝田市（現ひたちなか市）津田に勝田工場（現岩手製作所勝田）を新設した。日立製作所水戸事業所（現日立ビルシステム水戸事業所）からの受注を得て、エレベーター、エスカレーターのユニット部品の製作を開始した。

その後は、1964 年に株式会社日伸製作所を傘下とし、切削加工業務を取り込みことで機械加工を充実させ、1966 年には有限会社光和鍍金工業所を傘下に収め、鍍金部門を創設するなど、生産工程の内製化を進めた。

1972 年には岩手製作所の後台工場の隣接地にある土地及び建屋を追加取得し、1979 年には東海村舟石川の土地と建造物（事務所・工場）を購入し、岩手製作所東海工場を設立した。

1983 年には岩手製作所東海工場と株式会社日伸製作所を合併する形で、岩手製作所東海を設立し、翌 1984 年には岩手製作所勝田工場を岩手製作所勝田として分社化するとともに、有限会社光和鍍金工業所を有限会社岩手鍍金と改称し、分離独立させた。

1985 年に後台工場を改築して生産を開始し、1990 年には後台工場にドアマシンと電気品の組立工場を新築した。

1994 年には東海工場を増改築、1995 年勝田工場の事務所を改築、2003 年には後台工場に塗装建屋を新築、2010 年には後台工場に新建屋を増築した。

2016 年には岩手製作所が有限会社岩手鍍金を吸収合併し、鍍金業務を内製化した。

年	概要
1957 年	現在の本社の地で個人企業(社員 5 名機械 10 台)により岩手製作所を創業 主にプレス金型製作、プレス作業、旋盤などの機械加工を行う
1960 年	(株)岩手製作所を設立
1961 年	勝田市津田(現ひたちなか市)に勝田工場を新設 エレベーター、エスカレーターのユニット部品の製作を開始
1962 年	那珂町後台(現那珂市)の土地を購入
1964 年	(株)日伸製作所を傘下とし、切削加工を充実
1966 年	(有)光和鍍金工業所を傘下に収め、鍍金部門を新設
1970 年	本社工場を建て替え
1971 年	NC 旋盤 1 号機を導入
1972 年	後台工場の隣接地の土地及び建屋を追加取得
1979 年	東海村舟石川敷地並びに建造物(事務所・工場)を購入し、(株)岩手製作所東海 工場を設立
1983 年	(株)岩手製作所東海工場と(株)日伸製作所を合併する形で、(株)岩手製作所東海と を設立
1984 年	(株)岩手製作所勝田工場を(株)岩手製作所勝田として分社化 (有)光和鍍金工業所を(有)岩手鍍金と改称し、分離独立
1985 年	後台工場を改築し、生産開始
1990 年	後台工場にドアマシン、電気品の組立工場を新築
1992 年	全社タイムカードを ID カードに切り換え 勤怠及び給与計算処理システムを導入
1994 年	東海工場を増改築
1995 年	勝田工場の事務所を改築
1997 年	勝田工場に生産管理システムを導入
2000 年	東海工場に CAD を導入
2003 年	後台工場に塗装建屋を新築
2005 年	勝田工場に受発注管理システムを導入
2010 年	後台工場に新建屋を増築
2014 年	東海工場に 3D キャドを導入
2016 年	(株)岩手製作所が(有)岩手鍍金を吸収合併

（３）経営理念

岩手製作所は、創業以来、品質確保、コスト追求、納期短縮、品質維持のために、あらゆる調達から部品加工、表面処理、組立、検査までをグループ内で完結させる「生産一貫体制」によるものづくりを経営理念に掲げている。

創業当初は部品加工のみであったものの、時代の変遷とともに、部品加工の領域を広げながら、組立、検査、試験まで手掛ける体制を構築してきた。顧客からサプライヤーへの発注形態として、単一の加工部品ではなく、一定の大きさの機械・構成品を納品するユニット発注が増加する中、同社は生産一貫体制を活かして、部品加工、表面処理、組立、検査、試験までを一手に請け負い、高い品質を保証したものづくりを実現している。

今後も、一貫生産体制を強みにエレベーターやエスカレーターに関連する新たな製品の製作も見据えながら、ものづくりの高度化やスピードアップなど顧客の要請に対応し、会社の発展と産業界への貢献に向けて事業展開する方針である。

ドアマシン生産工場の内観



提供：岩手製作所

(4) 事業概要

①製品

岩手製作所は、「高電圧変電設備用機器」と「エレベーター、エスカレーター用機器」を製造している。

ア) 高電圧変電設備用機器

岩手製作所は、岩手製作所東海との連携により、ガス絶縁開閉装置やガス遮断器などの高電圧変電設備関連の部品を製造している。

ガス絶縁開閉装置は、発電所でつくられた電気を家庭や工場などに送り届ける中継地点の変電所や開閉所に設置される。開閉装置は、回路の電流を開閉・遮断することで変電所を運転・保護する遮断器と、回路を電氣的に隔離し電圧を開放する断路器などで構成される。ガス絶縁開閉装置は、これらの機器と線路を1つのガスタンクに収納し、設置面積をコンパクトにしたものを指す。

ガス遮断器は、送電系統を保護するための装置であり、落雷の影響などによる系統故障時には瞬時に電流を遮断する役割を担う。高電圧・大電流の送電系統には、空気の3倍の絶縁能力を持つSF6ガスをを用いたガス遮断器が適用される。

同社の製品が搭載されているガス遮断器（イメージ）



出所：㈱日立製作所 HP

イ) エレベーター、エスカレーター用機器

岩手製作所は、岩手製作所勝田との連携により、エレベータードア開閉装置とエスカレーターハンドレール駆動装置を製造している。日立ビルシステム製のエレベーターのドア開閉装置の 100%を同社が手掛けている。

エレベーターとエスカレーターは現在、ビルの高層化に伴って社会・生活活動に欠かせないものになっている。特に、駅舎を含む公共施設などでは、通勤・通学、高齢者や足などが不自由な方、妊婦の方など多様な生活者の外出をサポートする役割を担っている。

また、エレベーターやエスカレーターは人々の生活に密接に関わっており、その安全性に対する社会的な要請は強まっている。直近 20 年の間に、過去に発生した事故や災害を受けて、法律の整備が進められてきた。こうした中で、利用者の安全や安心を確保するため、エレベーターやエスカレーターのものづくりには高い品質が求められる。同社は、エレベーターやエスカレーターの故障、事故を未然に防止するため、製品の品質管理を徹底している。

社会・生活インフラとしてのエレベーターやエスカレーターの重要度は一段と高まっており、同社はこれら製品の製作に関与することで、社会に貢献する企業であり続けたいと考えている。

同社の開閉装置が搭載されている標準型エレベーター



出所：日立ビルシステム HP

②技術～生産一貫体制～

岩手製作所は、顧客からの信頼を獲得するために、生産工程の内製化を進めてきており、加工、組立、検査の一貫生産体制を強みとしてもものづくりを展開している。

ア) 加工

岩手製作所と岩手製作所東海、岩手製作所勝田はグループで、プレス機械などによる塑性加工と溶接などの製缶作業、NC 旋盤とマシニングセンタ、レーザー加工機を始めとした NC 工作機械、ボール盤、旋盤、フライス盤、汎用研削盤、塗装設備、鍍金設備など多種多様な設備を保有している。ゆえに、プレス加工、鍛造加工、製缶加工、切削加工（旋盤加工、フライス加工）、研削加工、塗装、鍍金加工など多くの加工技術を有している。

鍍金加工を行った同社の製品



出所：(株)岩手製作所 HP

イ) 組立

組立は、同社が担う生産工程の中でも検査と並ぶ大きな強みの一つである。顧客からサプライヤーに対する発注において、間接費用を削減する観点から、単一の加工部品ではなく、一定の大きさの組立品を発注するユニット発注のニーズが年々高まっている。

岩手製作所は、このようなニーズに対して、一定のパーツの図面を受け付け、部品を取りまとめて組立製品を納品している。同社の「とりまとめ力」が顧客のニーズに対応する上で大きな優位性となっている。

増加する組立品の発注ニーズに応えるために、2010年には後台工場に新建屋を増築し、組立から試験までを手掛ける生産能力を増強することによって、受注拡大を図ってきた。

組立工程の様子



提供: 岩手製作所

ウ) 検査

検査は、エレベーターやエスカレーターに使用される製品を製造する上で重要な工程である。

エレベーターやエスカレーターは日常生活の様々な機会の人々が利用する装置であり、過去に発生した故障・事故や災害を踏まえて高い安全性を求められる。そのため、エレベーターやエスカレーターの製品には高い品質と検査による品質維持・向上が必要となる。岩手製作所は、顧客から要求されるチェック項目が年々増加する中、検査体制を構築し、製品の組立だけではなく、品質確保まで担っている。

同社の品質確保の取り組みの一つが、主要取引先である日立ビルシステムの認定検査員の取得である。日立ビルシステムのエレベーターやエスカレーターの品質検査に携わるサプライヤーの社員は日立ビルシステムの認定検査員の取得を義務付けられている。同社では、21 名が認定検査員となっており、日常業務の品質確保業務を遂行している。

日立ビルシステムの認定検査員は検査する製作工程ごとに認定を受ける。同社が製作しているエレベーターやエスカレーターの製品は多種多様であることから、同社には、機械や電気、表面処理の品質を検査できる認定検査員が在籍する。同社の認定検査員は年度ごとに講習会に参加したり、面接を受けたり、更新テスト（学科・実技）を受験したりすることで、製品評価知識の維持向上に努め、高い品質の製品を顧客に提供している。

また、同社は事故発生時のリスク管理の強化や品質向上を図るために、顧客からトレーサビリティ²を義務付けられている。エレベーターの製造で使用する高い強度を持つ部材の購入先・時期が分かる資料や、ミルシート（鋼材メーカーが発行する鋼材の品質を証明する書類）を顧客に提出している。このようなトレーサビリティに対応できることも同社の強みとなっている。

² 原材料・部品の調達から製造・出荷・販売まで、サプライチェーン全体の情報が追跡できる状態

検査工程の様子



提供: 岩手製作所

（５）環境・社会活動

①社会活動

岩手製作所は、新型コロナウイルス感染症の拡大前、茨城県立日立工業高等学校や茨城県立勝田工業高等学校、茨城県立常陸大宮高等学校、茨城工業高等専門学校などの生徒のインターシップ・職業体験と、日立産業技術専門学院の生徒全員による工場見学を受け入れてきた。直近で受け入れた 2019 年度には茨城県立日立工業高等学校などから計 8 名の生徒を受け入れた。このようなインターシップの受け入れは同社にとって新卒採用に向けた学生への PR の機会となるとともに、学生にとっては職業適性や将来のキャリアを考える機会となっている。

また同社は、日立製作所グループの協力企業で構成される工業協同組合のうち、国分協同組合³と日製水戸工業協同組合⁴に所属している。過去には両組合で理事を務めており、組合活動のけん引役を担った。工業協同組合は組合員企業間での情報交換や勉強会などを開催する他、各組合ごとに独自の取り組みを実施している。

日製水戸工業協同組合は組合員企業で連携して見本市に出展する他、共同受注や産学官連携に向けた取り組みを実施した。産学官連携の取り組みとしては、茨城県の「平成 19 年度新製品開発等支援事業費補助金」を活用し、茨城工業専門学校と共同で干しいも加工試験機の設計・製作を行った。同社は、このような工業協同組合の活動を通じて、日立製作所グループの協力企業全体の底上げに貢献している。

³ 日立製作所日立事業所国分工場の協力企業により設立された工業協同組合

⁴ 日立製作所水戸事業所（現日立ビルシステム水戸事業所）の協力企業により設立された工業協同組合

②環境活動

岩手製作所は、日立ビルシステムと連携し、カーボンニュートラル実現に向けた再利用可能な四角鋼製梱包の活用を推進している。

以前は後台工場で組み立てた製品の全てを木製の箱で納品しており、納品後に木箱は廃棄されていた。現在は、一定の生産量がある標準品については、四角鋼で作られた折り畳み式の四角鋼製梱包に納めて運搬している。納品後に折り畳まれた四角鋼製梱包は同社まで再度運搬されて、再度納品時に利用されている。

四角鋼製で作られた折り畳み式梱包（標準品の運搬時に使用）



提供：岩手製作所

以前は全ての製品の運搬時に使用されていた木製梱包



提供：岩手製作所

3. 包括的なインパクト分析

(1) インパクト領域の特定

UNEP FI が提供するインパクトレーダーを用いて、岩手製作所が属する業種のポジティブインパクト（以下PI）とネガティブインパクト（以下NI）が社会面、環境面、経済面の22のインパクト領域のどの領域に発現するのか、包括的なインパクト分析を実施した。なお、同社の業種は、国際産業標準分類に則り「282 特殊産業用機械製造業」としている。同社の製品は食糧の確保に使用されていないことから、発現した「食糧（PI）」は除外する。

また、インパクトレーダーでの分析に加えて、同社の事業活動（社員の人材育成、生産一貫体制の強化）を鑑み、「教育（PI）」、「経済収束（PI）」を追加した。

最終的な同社のインパクト領域は以下の通りとなった。

○：ポジティブインパクト、●：ネガティブインパクト

側面	インパクト領域	関連するSDGs	特殊産業用機械製造業
社会	水	6.水	—
	食糧	2.飢餓	—
	住居	11.まちづくり	○
	健康・衛生	3.健康と福祉	○●
	教育	4.教育	○
	雇用	8.働きがい	○●
	エネルギー	7.エネルギー	—
	移動手段(モビリティ)	11.まちづくり	—
	情報	9.産業	—
	文化・伝統	11.まちづくり	—
	人格と人の安全保障	10.不平等	—
	正義・公正	16.平和と公正	—
	強固な制度、平和、安定	16.平和と公正	—
環境	水	6.水	●
	大気	3.健康と福祉	●
	土壌	15.陸の豊かさ	●
	生物多様性と生態系サービス	14.海の豊かさ/15.陸の豊かさ	—
	資源効率・安全性	7.エネルギー/12.つくる責任・つかう責任	●
	気候	13.気候変動	●
	廃棄物	12.つくる責任・つかう責任	●
経済	包摂的で健全な経済	5.ジェンダー/8.働きがい	○
	経済収束	1.貧困/17.パートナーシップ	○

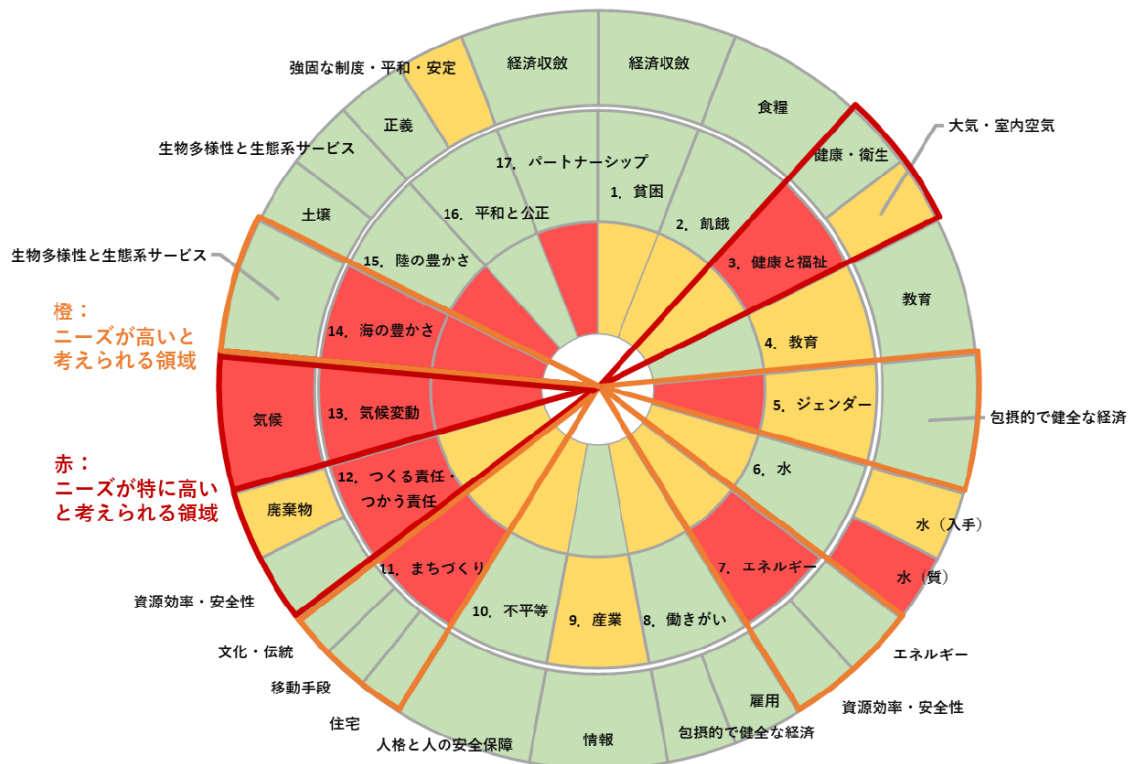
(2) 事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性

特定したインパクト領域に関して、その重要性を判断するにあたり、岩手製作所の事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性について検証する。

①国内におけるインパクトニーズ

環境省が策定した「インパクトファイナンスの基本的考え方」における国内のインパクトニーズは下図によって示される。下図の同心円最内層と中間層の色区分は、日本が特に取り組むべき SDGs のゴールを黄色、その他を緑色としており、最外層の色区分は UNEP FI のインパクト領域のうち、最もニーズが高いと評価されたものを赤色、最もニーズが低いとされたものを緑色、その他を黄色としている。

岩手製作所で特定したインパクト領域と関連付けられる SDGs のゴールは「3、4、5、6、8、9、10、11、12、13」であり、全てのゴールが同心円最内層において赤色もしくは黄色に該当している。したがって同社のインパクトは国内ニーズと整合していると考えられる。



出所: 環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」

②地域におけるインパクトニーズ

以下では、岩手製作所の事業活動から特定したインパクト領域と、地域の課題やニーズの関連性を分析する。

茨城県は、2022年度からの県政運営の基本方針「第2次茨城県総合計画」において、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とし、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、「Ⅰ 新しい豊かさ」「Ⅱ 新しい安心安全」「Ⅲ 新しい人材育成」「Ⅳ 新しい夢・希望」という4つのチャレンジを柱にした政策・施策を展開している。

「Ⅰ 新しい豊かさ」では、先端技術を取り入れた新産業の育成や中小企業などの成長を目指している。当政策は、同社の生産一貫体制を強みとしたものづくりの強化と合致する。また、県は豊かな自然環境を守るとともに、環境への負荷が低い社会環境づくりを推進するなど、サステナブルな社会づくりに取り組むことを掲げている。この政策は同社の脱炭素化や環境配慮の取り組みと一致する。

「Ⅲ 新しい人材育成」では、多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会や、女性が輝く社会、働きがいを実感できる環境の実現を目指している。この政策は、同社が進める女性活躍推進の取り組みに一致する。

以上から、同社は地域のニーズと整合していると評価できる。



出所：茨城県「第2次茨城県総合計画」

(3) テーマの設定

特定したインパクト領域において、PI の拡大と NI の緩和につながり、かつ、岩手製作所の持続可能な経営を高めるテーマとして、下記 3 テーマと取り組み内容を設定した。

テーマ	取り組み内容	対応するインパクト領域
○「生産一貫体制」の強化	・設備投資による生産一貫体制がもたらすものづくり力の向上 ・生産工程の見える化による業務効率の向上	住居【PI】 経済収束【PI】
○環境に配慮したものづくり体制の構築	・電気使用量の削減 ・廃棄物の再利用と削減 ・環境に配慮したものづくりの推進	水（環境）【NI】 大気【NI】 土壌【NI】 資源効率・安全性【NI】 気候【NI】 廃棄物【NI】
○社員の働きやすい環境と多様な活躍の実現	・多様な人材の活躍推進 ・生産一貫体制を支える人材の育成 ・地元人材の獲得 ・安全・健康に働くことができる労働環境づくり ・時間外労働の削減、有給休暇取得の促進	健康・衛生【PI】 【NI】 教育【PI】 雇用【PI】 【NI】 包摂的で健全な経済【PI】

4. インパクトの評価

ここでは、先に設定した3つのテーマについて、具体的な取り組み内容について記載するとともに、インパクトの発現状況を今後も測定可能なものとするため、それぞれについて目標と KPI を設定する。

(1) 「生産一貫体制」の強化

項目	内容	
インパクト領域	住居【PI】 経済収束【PI】	
関連する SDGs	 産業と技術革新の基盤をつくろう  住み続けられるまちづくりを	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
取組み内容 ・ KPI	① 設備投資による生産一貫体制がもたらすものづくり力の向上 -住居【PI】 経済収束【PI】- ・岩手製作所は、エレベーターやエスカレーターに関連する製品を製造しており、人々の住居環境・生活環境の向上に貢献している。今後もエレベーターやエスカレーターに関連する新たな製品を提供していくことで、居住環境・生活環境の充実を支援していく。 ・こうした中で、生産一貫体制を強化し、顧客の要請に対してこれまで以上に対応するため、工場建屋の新設や増築、3DCAD などの機械の導入など設備投資を行ってきた。 ・現在は、鍍金加工のスピードアップを図るために新しい自動鍍金設備への更新を検討しており、今後も生産一貫体制によるものづくり力を向上させていくために設備投資を実施していく。 ② 生産工程の見える化による業務効率の向上 -経済収束【PI】-	

項目	内容
	・岩手製作所はグループ全体で、受発注システムの導入や業務プロセスの改善により、生産工程の見える化を進めることで生産性の向上を図ってきた。 ・業務プロセスの改善として、岩手製作所東海がレーザー加工工程における生産状況の見える化に取り組んでいる。数百から千に近い部品を製造する岩手製作所東海では、事務員がレーザー加工を行う案件ごとに受付と製造完了時間をエクセルで整理し、加工状況を把握できるようにしている。 ・また、同社後台工場でも、エレベータードアマシン用レール枠の製作が材料受付から、製缶(曲げ、矯正)、塗装、スイッチ組立作業と工程を跨ぐことから、各工程の納期を見えるように管理し、最終の全体組立・調整・試験という次の工程での生産ができるようにしている。 ・今後は、岩手製作所を始めとしてグループ全体に生産管理システムを導入し、グループ全体で行う全ての工程の見える化を進めていきたいと考えている。 【KPI】 ・新たな自動鍍金設備へ更新(2028 年度まで) ※導入以降は稼働状況を確認 ・グループ全体を見える化する生産管理システムを導入(2032 年度まで) ※2027 年度までにグループ全体への導入に向けた具体的な計画を策定

(2) 環境に配慮したものづくり体制の構築

項目	内容
インパクト領域	水（環境）【NI】 大気【NI】 土壌【NI】 資源効率・安全性【NI】 気候【NI】 廃棄物【NI】
関連する SDGs	 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。  12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。  13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
取組み内容 ・ KPI	① 電気使用量の削減 -気候【NI】- ・岩手製作所は、電気使用量の削減のためにグループ全体で全ての工場内の LED 化を実施するとともに、使用していない部屋などの電気をこまめに消灯する節電運動を実施している。 ・また、岩手製作所東海は 2020 年に環境配慮型のレーザー加工機を 1 台導入した。この設備投資により、電力消費量を導入前と比べて 41.2%削減した。 導入した環境配慮型のレーザー加工機  出所:三菱電機 HP

項目	内容
	減した。岩手製作所は今後、グループ全体で設備投資を行っていく際には電気使用量を抑えた環境配慮型の設備を導入している。 ② 廃棄物の再利用と削減 -資源効率・安全性【NI】 廃棄物【NI】- ・岩手製作所は、廃棄物の一つである端材の削減に取り組んでいる。原材料となる定尺の金属板を使用すると、板全体の3分の1が端材となっていた。そのため、高炉メーカーに端材の発生量が少ない大きさの金属板を特注し、特注した金属板を使用することで端材を削減している。 ・また、同社は、全ての端材の収集を回収業者に依頼している。回収業者は同社から買い入れた端材のうち再利用可能なものを販売しており、端材の再利用にも積極的に取り組んでいる。 ③ 環境に配慮したものづくりの推進 -水(環境)【NI】 大気【NI】 土壌【NI】- ・岩手製作所はグループ全体で大気や水質、土壌の汚染を防ぐ対応として、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、土壌汚染対策法など環境規制関連の法律に遵守し、有害物質の管理に取り組んでいる。 ・塗装工程では、労働安全衛生法の作業環境測定に基づき、化学物質のトルエンの測定を作業環境測定機関に依頼し、「作業環境測定結果(証明書)」を確認しながら塗装環境状態を監視し、作業者の健康維持に努めている。 ・また、職場の大気汚染を防止するために、排気口にはフィルターを複数設置したり、目詰まり監視メーターを設置したりすることで、粉塵の排出防止や監視に努めている。 ・また、鍍金工程で発生した排水は排水処理設備で浄化するとともに、浄化の際に発生する水質や大気に影響しないように厳重に処理している。水質維持への対応では、水質簡易測定器にて毎日チェックするとともに、計量証明事業所による計測確認を月2回実施している。また、日上市生活環境部環境都市推進課や茨城県県北県民センターの排出水の水質立ち入り検査を受け入れ、排水基準値を満たしていることを確認しながら、水質確保を図っている。 ・同社は現在、亜鉛鍍金の後で亜鉛自体の腐食を抑えるために亜鉛鍍金の表面にクロメート処理を行っている。クロメート処理では三価クロムと六

項目	内容
	価クロムという 2 種類のクロム酸が使用される。三価は自然界に存在する物資である一方で、六価クロムは人体や環境に悪影響を及ぼすことから、同社は今後、顧客からの理解を得ながら、クロメート処理で使用するクロム酸を全て三価クロムに切り替える方針である。 【KPI】 ・電気使用量を削減できる環境配慮型のレーザー加工機を 1 台導入 (2024 年度まで) ※それ以降は設備の稼働状況や電気の使用状況を確認 ・クロメート処理で使用するクロム酸を全て三価クロムに切り替え (2032 年度まで)

(3) 社員の働きやすい環境と多様な活躍の実現

項目	内容
インパクト領域	健康・衛生【PI】 【NI】 教育【PI】 雇用【PI】 【NI】 包摂的で健全な経済【PI】
関連する SDGs	 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。  4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。  5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。  8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。  10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
取組み内容 ・ KPI	① 多様な人材の活躍促進 －雇用【PI】 包摂的で健全な経済【PI】－ ・岩手製作所は女性や高齢者、障がい者など多様な人材を活用しており、近年は特に女性の活躍推進に注力している。 ・同社では現在 23 名の女性が勤務している。そのうち、組長・主任クラスの女性が 1 名、組長補佐・主任補佐クラスの女性が 4 名在籍し、率先して各職場でのリーダーシップを図り業務遂行している。同社は今後、組長・主任クラスの女性社員の育成に注力し、職場の活性化と風通しの良い社風をさらに構築していく方針である。

項目	内容
	・同社は産休育休制度を設置しており、過去 5 年間に於いて、女性 2 名、男性 2 名が育児休業制度を利用している。同社は女性だけではなく、男性も育児休業制度を利用できる環境を整備することで、男女ともに仕事と家庭の両立を促進するとともに、モチベーションの向上にも繋がると考えている。 ・その他、同社は 2022 年以降の物価上昇を受けて、社員の生活支援とモチベーションの維持を図るため、同 12 月よりフルタイム正社員 220 名に対して、インフレ手当 4,000 円を毎月支給している。 ② 生産一貫体制を支える人材の育成 －教育【PI】－ ・岩手製作所は、受験料や研修費用を負担し、溶接国家免許や、クレーン及びフォークリフト免許などの公的資格の取得支援を行い、社員の技能向上と品質向上維持を図っている。 ・また、工具メーカーが開催する研修会を毎年 2 回社員に受講させている。 ③ 地元人材の獲得 －包摂的で健全な経済【PI】－ ・岩手製作所は、新卒採用と中途採用を合わせて毎年 5 名以上の地元人材を採用してきた。新型コロナの感染拡大前には新卒採用で地元学生を 5 名程度採用していたものの、新型コロナの感染拡大以降、新卒採用を見合わせていた。2024 年春入社の新卒採用から再開する方針である。今後も新卒採用と中途採用により地元人材を毎年確保する予定である。 ④ 安全・健康に働くことができる労働環境づくり －健康・衛生【PI】【NI】 雇用【NI】－ ・岩手製作所は社員全員に定期健康診断を毎年受診させるとともに、35 歳以上の社員に対しては、会社負担により医療機関で健康診断を受診させている。 ・2020 年には、受動喫煙を防ぐ環境を整備するために、全グループの事務所や工場にあった喫煙所を屋外に移転した。

項目	内容
	・同社は、労働災害の発生を防ぐために、各部の組長クラスが参加する安全衛生委員会を毎月開催し、現場を巡回する安全パトロールを実施し、確認された危険な箇所の修繕を実施している。 ・また、同社後台工場では、安全衛生管理者や安全管理責任者が職場安全巡視のリーダーとなって、年度ごとに委員会員を選出し、安全パトロールの目的や巡視方法、安全衛生委員会報告書、巡視項目を基に安全活動を展開している。数年後には全社員が安全衛生委員会に参画し、「自分の安全は自分で守る」意識の高揚を図る活動を展開していく方針である。 ・近年は、地球温暖化の影響により夏場に猛暑が続くことから、社員の健康配慮が必要となる。同社はグループ全体で、社員の快適な労働環境を実現するため、工場建屋への断熱材や遮熱機能つき屋根材、換気扇の導入を順次進めている。岩手製作所の一部の工場や岩手製作所勝田の一部の工場で断熱材などを既に取り入れ、屋内温度の低下を実現できるとの考えに基づき取り組んでいる。現在は、岩手製作所東海の工場建屋に断熱材などを導入する工事を進めており、将来的には全ての建屋に断熱材や遮熱機能つき屋根材、換気扇を整備する方針である。 ・岩手製作所は夏場の猛暑における社員の健康に配慮するために、服装規定の改定にもグループ全体で取り組んだ。これまで、同社と岩手製作所東海、岩手製作所勝田は、工場現場でのヘルメットの着用を義務付けていたものの、猛暑の中でヘルメットの長時間の着用は熱中症の懸念を高めることから服装規定を見直した。労働安全衛生法や国の指導通達を踏まえて、ヘルメットの着用を義務付ける作業をフォークリフトやクレーンの担当者だけに限定し、その他の業務に従事する担当者には、ヘルメットまたは帽子的のいずれかを着用することで、安全管理と健康管理の両立を進めた。 ・同社は今後も社員の健康に配慮し、社員のモチベーションや生産性の向上を図ることで、いばらき健康経営推進事業所⁵の認定を目指すなど、健康経営を実践していく方針である。

⁵ 茨城県では「県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、県民の健康寿命日本一を目指す「いばらき健康寿命日本一プロジェクト」に取り組んでおり、その一環として生まれた制度。本制度は、従業員の健康に配慮した取り組みを実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定し、働く世代の健康増進を図ることを目的としている。

項目	内容
	工場建屋の断熱機能つき屋根  提供：岩手製作所 工場建屋の換気扇  提供：岩手製作所 ⑤ 時間外労働の削減、有給休暇取得の促進 -雇用【NI】- ・岩手製作所は時間外労働の削減のために生産工程の見直しに取り組んできた。2018 年度から日立製作所の職場改善グループと「日立・サプライヤー連携活動」として、「エレベータ用ドアマシンの生産性向上」をテーマに活動した。 ・具体的な活動としては、作業段取りの配膳棚区分けの整頓や工具置き場の改善、配膳台車の整備による運搬回数低減、配膳ルートの最短化、部組品治具の整備などにより、部組品（ユニット製品）の組立作業を改善した。 ・また、部組品の組立場所の変更や、組立作業前の部品及び部組品の最終組立ラインへの迅速な提供により、ドアマシンの生産性向上を図ることができている。

項目	内容
	・このような業務改善活動により、平均有給休暇取得日数は2019年度の11日から、2022年度に12日と近年増加している。今後も、生産工程の見直しや多能工化により有給休暇を取得しやすい環境を整備していく。 【KPI】 ・組長・主任クラスの女性社員:3名(2032年度)【現在:1名】 ・育児休暇取得率:100%維持(2032年度)【現在:100%】 ・地元採用人数(新卒採用者と中途採用者の合計):毎年5名【2022年度:5名】 ・労働災害ゼロを目指す ・いばらき健康経営推進事業所の認定取得(2032年度まで) ・時間外労働時間:月平均15時間以内(2032年度) 【現在:月平均25時間】 ・有給休暇の取得推進:平均休暇取得日数:15日(2032年度) 【現在:12日】

5. 管理体制

岩手製作所は、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、郷古敏文代表取締役が陣頭指揮を執り、郷古幸世取締役と総務部を中心に、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動などを棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、郷古敏文代表取締役社長を最高責任者、郷古幸世取締役を実行責任者とし、総務部を中心に、全社員が一丸となって、KPIの達成に向けた活動を実施する。なお、実行責任者はモニタリング担当、金融機関に対する報告担当を兼ねることとする。

最高責任者	代表取締役社長 郷古 敏文
実行責任者	取締役 郷古 幸世
担当部署	総務部

6. 常陽銀行によるモニタリング

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、常陽銀行と岩手製作所の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

常陽銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは常陽銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、常陽銀行と岩手製作所が協議の上で再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、常陽産業研究所が、常陽銀行から委託を受けて作成したもので、常陽産業研究所が常陽銀行に対して提出するものです。
2. 常陽産業研究所は、依頼主である常陽銀行及び常陽銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する岩手製作所から提供された情報と、常陽産業研究所が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対して評価を実施しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施していきます。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件問合せ先>

株式会社常陽産業研究所

地域研究部 主任調査役 廣田 善文

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号

TEL：029-233-6733 FAX：029-233-6724

第三者意見書

2023 年 3 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社岩手製作所に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社常陽銀行

評価者：株式会社常陽産業研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、常陽銀行が株式会社岩手製作所（「岩手製作所」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社常陽産業研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。常陽銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、常陽産業研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、常陽銀行及び常陽産業研究所にそれを提示している。なお、常陽銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし

- た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

常陽銀行及び常陽産業研究所は、本ファイナンスを通じ、岩手製作所の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、岩手製作所がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

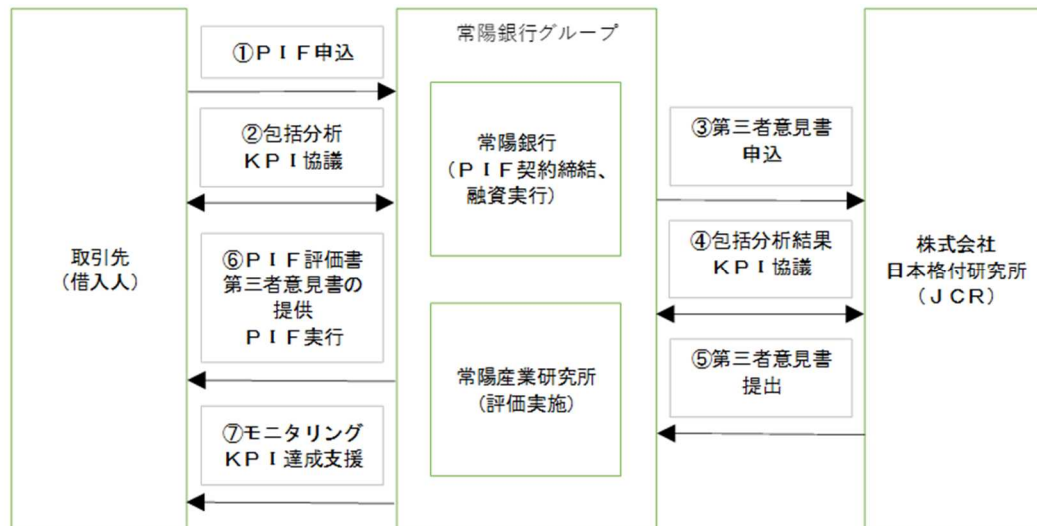
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、常陽銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 常陽銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：常陽銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、常陽銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、常陽銀行からの委託を受けて、常陽産業研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て常陽産業研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、常陽産業研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面の

インパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である岩手製作所から貸付人である常陽銀行及び評価者である常陽産業研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

小林 克人

小林 克人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル